後期高齢者医療制度からのお知らせ

令和３年度　保険証（被保険者証）の一斉更新について

■問合せ
住民課国保医療グループ（☎ 74-3002）
北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）

1. 保険証（被保険者証）の一斉更新

①保険証の更新

新しい保険証は黄緑色

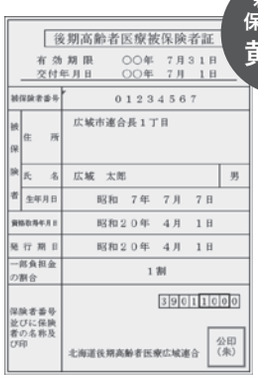

現在お使いの水色の保険証の有効期限が７月 31 日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を交付しますので、手元に届きましたら黄緑色の保険証を使用ください。

・新しい保険証の有効期限は、令和４年７月 31 日です。
・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、住民課国保医療グループまで申し出ください。

②減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）・限度証（限度額適用認定証）の更新

新しい減額認定証は橙色

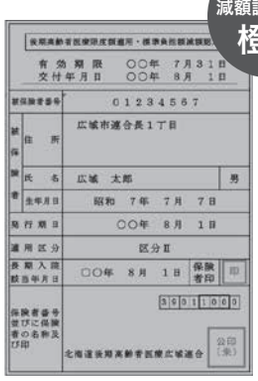

現在お使いの黄色の減額認定証および限度証の有効期限が７月 31 日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する人は７月中に減額認定証および限度証を交付しますので、８月１日からは橙（だいだい）色の減額認定証および限度証を使用ください。

新たに必要となる人は、下記の交付要件に該当することを確認し、住民課国保医療グループへ申請ください。

※有効期間は保険証と同じく１年間です。

減額認定証の交付対象は、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する人です。

区分Ⅰ　世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人
●世帯全員の所得が０円の人（公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の人）
●老齢福祉年金を受給している人

区分Ⅱ　世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない人

新しい限度証は橙色

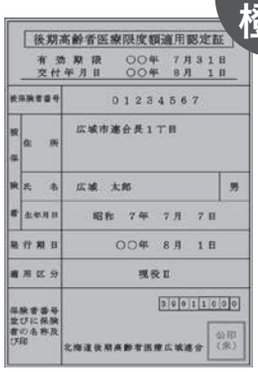

限度証の交付対象は３区分のうち現役並Ⅰまたは現役並Ⅱに該当する人です。

現役並Ⅰ　現役並Ⅲ・Ⅱに該当しない３割負担の人と、その人と同一世帯にいる被保険者

現役並Ⅱ　住民税課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者

現役並Ⅲ　住民税課税所得が 690 万円以上の被保険者と、その人と同一世帯にいる被保険者

2. 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や世帯の主たる生計維持者の収入が 10 分の３以上減少した被保険者の人は「保険料減免制度」を受けられる場合がありますので、保険料の減免申請を行う場合は、住民課国保医療グループに相談してください。

◆対象者

次の１，２のいずれかに該当する被保険者が対象となります。

１．新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った北海道後期高齢者医療被保険者の人

２．新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の事業収入などが減少した（※）北海道後期高齢者医療被保険者の人

（※）事業収入などが減少した場合の要件

次のすべてに該当した場合、対象となります。

①世帯の主たる生計維持者の事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかの減少額が前年の 10 分の３以上であること。

②世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額が１，000 万円以下であること。

③世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

◆減免対象保険料

①令和３年度分保険料で、令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までの間に納期限が設定されている保険料

②令和２年度分保険料で、令和２年度末に資格を取得したことなどにより令和３年４月１日から令和４年３月 31 日までの間に納期限が設定されている保険料

防災とうやこ No.4　避難情報が変わりました！

これまで市町村から発令されていた避難情報について、避難勧告を「避難の準備を始める段階」「まだ避難を開始するべき段階ではないが自主的に避難する段階」と誤って認識し「避難指示」待ちにより逃げ遅れる人が多いことが問題となっていました。これを踏まえ、５月２０日から避難情報が見直され「避難勧告と避難指示」を「避難指示」へ一本化するなど、より直感的に理解できるよう次のとおり避難情報が改正されました。

●【警戒レベル３】「避難準備・高齢者など避難開始」から「高齢者等避難」に変わりました！

今までは「避難準備・高齢者等避難開始」という名称でお知らせしていましたが、今後は「高齢者等避難」に名称が変わります。

この避難情報は高齢者に限定するものではなく、障がいのある人や乳幼児などがいる家庭の人など、避難に時間を要する人は、この「高齢者等避難」が発令されたら危険な場所から避難してください。また、これに該当しない人も避難に向けた準備をしたり、状況に応じて自主的な避難を検討したりするなどお願いします。

●【警戒レベル４】「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化！

これまでは、大雨や台風などにより災害発生のおそれが高い状況になると、「避難指示」の前に「避難勧告」を発令していましたが、「避難勧告」は廃止され「避難指示」に一本化されましたので、「【警戒レベル４】避難指示」の発令とともに危険な場所から避難してください。また、今後「避難勧告」は発令されませんので注意してください。

●【警戒レベル５】「災害発生情報」が「緊急安全確保」に変わりました！

「緊急安全確保」は、すでに災害が発生しているか、切迫しており、安全な避難ができず命が危険な状況であることから、警戒レベル４「避難指示」の段階までに避難行動を済ませましょう。

警戒レベル	行動を促す情報	状況	取るべき行動
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保
＜警戒レベル４まで必ず避難＞			
4	避難指示	災害のおそれが高い	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	災害のおそれがある	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
1	早期注意報	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める